

様式5 - 2

議案の提出(その2)

発議第 3 号

議第49号平成29年度米沢市一般会計補正予算

(第1号) に対する附帯決議

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出します。

平成 29 年 6 月 27 日

提出者	米沢市議会議員	海老名	悟
賛成者	〃	鳥海	隆太
	〃	相田	克平
	〃	小久保	広信
	〃	佐藤	弘司
	〃	高橋	英夫
	〃		
	〃		
	〃		

米沢市議会議長 様

(別紙)

議第49号平成29年度米沢市一般会計補正予算(第1号)

に対する附帯決議(案)

このたび上程された平成29年度米沢市一般会計補正予算(第1号)中、庁舎建替事業費については、本庁舎建替えに係る基本計画策定事業支援業者への委託費等であるが、本庁舎建替えに関しては情報が少なく、議会での深い議論も無ければ、市民からの意見聴取も不足している。

ただし、現市庁舎が耐震診断により強度不足の判定を受けていることを踏まえれば、災害に強い庁舎整備が急務であることから、国の「市町村役場機能緊急保全事業」を活用した庁舎建替えを図ることは認めるものである。

しかしながら、市庁舎は様々な都市機能の中でも中核となる施設であることから、本来は長期的なまちづくりの視点に立った検討と多様な意見を聴取したうえで整備すべきものである。国の財政措置の期限内整備完了という要件があるにせよ、市民の意見を十分に反映させる努力は最大限行うべきである。

また、「まちづくり総合計画」や「公共施設等総合管理計画」、「財政健全化計画」との整合性を図りながら進める必要もある。

そこで、あまりに性急過ぎる進め方で将来に問題を残すような整備事業にならないために、当該予算執行に際しては、下記の点について確実な対応を求めるものである。

記

- 1 市庁舎建替基本計画の策定事業に際しては、市民、有識者、学識経験者等により構成される市民委員会を設け、市民意見を聴取する場を作ること。
- 2 CM(コンストラクション・マネジメント)業務委託後も、議会との協議内容を基本計画に反映させること。

以上